

試験等における不正行為の処分基準

1 処分基準

(1) 定期試験（それに相当する授業内試験を含む）における不正行為

不正行為様態	処分内容
①計画性の弱い、または偶発的な不正行為 例： a. 他人の答案の覗き見 b. 問題・答案用紙配布後の話し合い c. 参照可の資料等の貸借 d. 不審な挙動を注意した監督者の指示に従わない e. 答案の持ち帰り	○厳重注意、譴責または1カ月未満の停学 ○当該科目は無効（E評価）
②計画性が強い、または意図的な不正行為 例： a. 参照不可の試験でカンニングペーパー使用 b. 机上への書き込み c. テキスト・ノート等の閲覧 d. 参照可の試験で許可されたもの以外の参照・使用 e. 許可されていない機器（携帯電話・スマートフォン等）の持ち込み、使用。 f. 答案用紙の交換（行為の態様により③の受験依頼に該当） g. 組織的なカンニング行為	○停学1カ月以上3カ月未満 ○当該科目は無効（E評価）に加え、原則として当該学期全履修科目の受験を無効（E評価）
③ 受験依頼（いわゆる替え玉受験） 例： a. 依頼された他人が本人になりすまして受験（本人の学生証使用） b. 答案提出直前に依頼した学生の氏名に書き換えて提出	○停学3カ月以上6カ月未満または無期停学 ○当該学期全履修科目の単位を無効（E評価）

※上記③に関し、依頼を受けて受験行為を行った者も学則上の処分の対象となりうる。

※教員による使用許可がない限り、答案に関連する成果物の全部または一部において、自動生成された文章・画像・プログラム等を利用してこれを作成した者も、上記に準じて処分の対象となりうる。

(2) 論文（卒業論文を含む）、レポート、作品等の成績評価に関わる提出課題における不正行為

不正行為様態	処分内容
①剽窃（ひょうせつ）行為 例： a. 他人の論文、出版物、ウェブサイト、作品等から、適切な引用処理を行わずに限定的に流用した	○厳重注意または譴責
②悪質な剽窃（ひょうせつ）行為 例： a. 他人の論文、出版物、ウェブサイト、作品等から、適切な引用処理を行わずに流用した	○停学3カ月未満 ○当該科目は無効（E評価）

b. 他人と示し合わせ、他人とほぼ同一の内容で課題を作成し提出した c. 他人が作成した論文等を、自己の氏名に書き換えて提出した d. 指導にも関わらず繰り返し剽窃行為を行った	
③代筆依頼 例： a. 論文・レポート等の作成を代行する企業・個人等の他者に作成を請け負わせ、納品物を自己が作成したものとして提出した	○停学3カ月以上6カ月未満 ○当該科目は無効（E評価）
④その他不正行為 例： a. データの捏造（ねつぞう）、改竄（かいざん）。	○停学3カ月未満 ○当該科目は無効（E評価）

※上記③に関し、依頼を受けて代筆行為を行った者も学則上の処分の対象となりうる。

※教員による使用許可がない限り、課題に関連する成果物の全部または一部において、自動生成された文章・画像・プログラム等を利用してこれを作成した者も、上記に準じて処分の対象となりうる。

（3）授業・試験等の出席に関わる不正行為

不正行為様態	処分内容
①代返行為・虚偽申告 例： a. 他人に依頼し自己の出席報告を行わせた b. 他人から依頼を受け他人の出席報告を行った c. 出席報告書（出席カード等）の偽造により提出した d. 欠席理由に係る証明書類（診断書等）を偽造または虚偽の内容により提出した ※出席報告には、口頭によるもの、出席カード等紙面によるもの、学生証の情報を読み取るもの、各種システムを介して行うもの、いずれも含む。	○嚴重注意、譴責または1カ月未満の停学

（4）不正行為を複数回行った場合

過去、不正行為により処分を受けたことがある者が、在学中に再び前記（1）～（3）のいずれかの不正行為を行った場合には、処分を加重し、基準より重い処分を行うことができる。

2 懲戒処分の発効日

原則として当該学期の定期試験期間最終日の翌日とする。

3 本基準の適用日

2023年7月1日から

以上